

青森県議会議員一般選挙



投票日

4月7日(日)



投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。

選挙権を有する方

●年齢と住所

平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日以前から新郷村に住民登録されている方です。

●転出者

新郷村から青森県内の他の市町村へ転出された方でも、新郷村の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」があれば投票できます。証明書は、現在住所を有する市町村の住民窓口に出すと無料で交付されます。

※ ただし、県外に転出した方は、投票できません。

不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム(不在者投票ができる施設として指定されているところに限ります。)などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。

投票所及び投票時間

今回の選挙から投票区・投票所が変わります!!

第十投票所	第九投票所	第八投票所	第七投票所	第六投票所	第五投票所	第四投票所	第三投票所	第二投票所	第一投票所
中崎生活文化センター	住民憩いの家(横沢)	西越地区公民館	長崎集会所	第七分団(扇ノ沢)屯所	田茂代地区公民館	北(川代)老人福祉センター	西(上柵棚)老人福祉センター	小坂地区公民館	新郷村山村開発センター
午後七時から	午前七時から	午後八時から	午後七時から	午後八時から	午後七時から	午後七時から	午後八時から	午後七時から	午後七時から

投票用送迎車

今回の選挙から戸来田中、中里地区は第1投票所(山村開発センター)で、浮口、大谷地、釜坂、間明田、平地区は第8投票所(西越地区公民館)で投票することになります。

統合された地区に投票用送迎車の手配をいたします。いずれも指定の投票所での投票が終了次第、出発場所に戻ります。

【発車時間】午前9時、午後3時

◆旧第2投票区(第6分団屯所)で投票していた方

発着 第6分団屯所前

目的地 山村開発センター

◆旧第10投票区(南老人福祉センター)で投票していた方

発着 南老人福祉センター

目的地 西越地区公民館

郵便等投票

身体障害者、戦傷病者又は要介護者の方で要件に該当する場合は、自宅で投票用紙に記載し、郵便等により投票用紙を送付する郵便等投票を行うことができます。郵便等投票を行う場合は選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお投票用紙の請求は、4月3日までに不在者投票の交付の請求をしなければなりませんので、早めに請求してください。

投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。入場券は投票当日持参願いますが、もしも紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨を申し出てください。

投票の方法

今回の選挙は、自書式(候補者の氏名を書く)です。

期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

●投票期間：3月30日(土)から4月6日(土)まで

●時間：午前8時30分から午後8時まで

●期日前投票所：新郷村山村開発センター1階 中会議室

●投票の手続き

選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。

(なお、宣誓書※の提出を必要とします)

※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほか、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早くすみす。